

選定療養費の改定と新設について（令和2年7月1日より）

「選定療養費制度」とは初診治療は地域の診療所で、専門的な医療は病院という医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により制定されております。そのため、紹介状なしに病院を受診した場合は、診療費とは別にご負担いただく事が義務付けられました。令和2年診療報酬改定により当院のような200床以上の地域医療支援病院では、下記のように選定療養費をいただいております。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

初診時選定療養費の改定

患者さんが紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

初診時選定療養費	紹介状または予約なし		紹介状 または予約あり
	2020/6/30 まで	2020/7/1 から	
医科	2,750 円	<u>5,500 円</u>	選定療養費なし
歯科		<u>3,300 円</u>	

（上記金額には消費税が含まれております）

※対象とならない方

- ①かかりつけ医からの、紹介状を持参いただいた方。
- ②救急車で搬送され、救急医療を受ける方。
- ③公費の医療証をお持ちの方。

他

再診時選定療養費の新設

当院での治療により病状が安定し、他の医療機関に紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望する場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。受診の都度ご負担いただきます。

再診時選定療養費	紹介状または予約なし	紹介状 または予約あり
	2020/7/1 から	
医科	<u>2,750 円</u>	選定療養費なし
歯科	<u>1,650 円</u>	

（上記金額には消費税が含まれております）